

【論文】

アイルランド為替論争と小額鑄貨危機

The Irish Exchange Controversy and the Small Coin Crisis in Ireland

山倉和紀
YAMAKURA Kazunori

目次

1. はじめに
2. アイルランド通貨委員会の主要課題と証人審問
3. 個人銀行券・銀券・IOU の過剰と小額鑄貨危機
4. アイルランド通貨委員会の所説と小額鑄貨危機への対応
5. 小額鑄貨消失と英愛為替関係
6. おわりに

(要旨)

19世紀初頭ロンドンのダブリン宛て為替高騰の原因と対策をめぐって、ブリテン議会の内外において白熱した論争（いわゆるアイルランド為替論争）が繰り広げられた。それとほぼ同時期に、アイルランドでは小額鑄貨危機が起きている。完全量目の銀貨はすでに流通から駆逐されており、偽造鑄貨や銀貨の代用物たる銀券（silver note）が氾濫し、IOU（私的な借用証書）までもが流通手段として利用される深刻な状況であった。1804年のアイルランド通貨委員会は、為替高騰の原因究明と是正策の検討をブリテン下院議会から付託されていたが、委員会が議会で提出した報告書の末尾には、折からの小額鑄貨危機もあり、それに対する委員会の見解が追加されていた。委員会に付託された主要課題への解答と小額鑄貨危機に関する委員会の主張には次のような関係があった。アイルランドにおける劣悪な流通手段の氾濫は同国からの銀貨流出に起因するものであり、アイルランドに不利な為替によってその銀貨消失が引き起こされた、というものである。そのため、委員会が勧告した為替回復のための一連の政策は、小額鑄貨危機の根本的原因を除去する提案でもあったのである。

1. はじめに

アイルランドは18世紀を通じて慢性的な銀貨不足に悩まされていたが、19世紀に入ると同国は深刻な小額鑄貨危機に陥った。完全量目の銀貨はすでに流通から駆逐されており、偽造鑄貨や銀貨の代用物たる銀券(silver note)が氾濫し、さらにはIOU(私的な借用証書)までもが流通手段として利用される深刻な状況であった。そのため、1804年3～4月にかけて政府とアイルランド銀行はその対応に迫られることになる。額面通りの内在価値を含まない劣悪な鑄貨を回収するとともに、外国より銀貨(ドル貨と半ドル貨)を緊急輸入し、そこに国王ジョージ三世の名と銀行名を再刻印したうえで、それぞれ額面6シリングおよび3シリングの鑄貨として発行したのである¹⁾。

こうした小額鑄貨危機への政策的対応が講じられた時期は、いわゆるアイルランド為替論争期と重なっており、アイルランド通貨委員会(ブリテン下院議会の特別委員会)による証人審問の真っ只中でもあった。同委員会は1804年5月に証言録と統計資料を、そして6月には報告書を下院議会に提出する²⁾。『アイルランド通貨報告』(あるいは『アイルランド為替報告』)と呼ばれたこの文書の正式名称は、『アイルランドの流通紙幣、正貨および通用鑄貨について、ならびに連合王国の一部たる同国と大ブリテンとの為替についての委員会報告書』(ICEC 1804)である。そのタイトルにも挿入されているように、報告書にはアイルランドの(小額)鑄貨に関する委員会の見解が、実質的には補論の扱いで最終部分に加えられていた。

小論の目的は、この報告書の末尾に追加された、小額鑄貨危機をめぐるアイルランド通貨委員会の所説に注目し、それが同委員会の主要課題——アイルランド為替高騰の原因究

明と是正策の検討——といかなる関係にあったのかを明らかにすることである。この問題を解明する意義は次の通りである。アイルランド為替論争の経済学史における意義は、アイルランド為替高騰をめぐる当時の活発な議論を通じて、為替相場、貿易差額(支払差額)、銀行券流通量の相互作用に関する同時代人の知識水準を大きく高め、各種の為替変動の要因と作用の整序に貢献したことである。従来の研究でも、それら一連の相互作用を論じたものや、正貨(金)との関連(地金の市場価格変化や国際移動)を扱ったものが多い。しかし、小額鑄貨(銀貨)との関連に重点をおいた先行研究が豊富にあったとはいえない。アイルランド通貨委員会の活動を扱った研究のなかでもっとも包括的で優れたものは、1955年に出版されたフェター(Fetter 1955)のそれである。もちろんフェターの貢献以外にも、アイルランド為替論争に挑んだ特定のパンフレティアに焦点を合わせた研究や、為替論争に関連する様々な論点に限定してそれを検討した研究は存在する³⁾。しかし管見のかぎり、フェターの研究を越える包括的な検討はその後見いだされない。そのフェターにおいてすら、当時の小額鑄貨問題の実態を取り上げてはいるものの⁴⁾、アイルランド通貨委員会の報告書でそれがどのように扱われていたのかは検討されていないのである。そのため小論の考察は、従来のアイルランド為替論争史研究や銀行制限期の貨幣(思想)史研究に、新たな視点を付け加えることになるであろう。

2. アイルランド通貨委員会の主要課題と証人審問

(1) アイルランド通貨委員会の課題と『アイルランド通貨報告』の構成

1803年後半から1804年前半にかけて、ロンドンのダブリン宛て為替(いわゆるアイルランド為替)の相場上昇が顕著になると、

表1 『アイルランド通貨報告』(ICEC 1804)の構成

見出し番号等	主な内容	目的
n/a [1]	アイルランドに不利な為替の現状と程度	現状分析
2	アイルランドに不利な為替を引き起こした要因	原因究明
3	アイルランドに不利な為替を改善するための処方箋	政策提言
n/a	アイルランドの小額鑄貨危機に関する諸考察	補論

(出所) ICEC (1804), *Report* より筆者作成。

ブリテン議会でもこの問題が取り上げられることになった。特に1804年2月以降、下院議会での討議は白熱し、たんなる通貨・為替問題にとどまらず、アイルランド大蔵卿たちがアイリッシュポンドで受け取るべき俸給を平価でイングリッシュポンドに換えていたという政治的なスキャンダルも加わり⁵⁾、為替問題は一気に注目を集めるに至ったのである。最終的に下院議会は、アイルランド為替高騰の原因究明ならびに是正策の検討のための特別委員会(アイルランド通貨委員会)を同年3月2日に設置した。委員会の設置動議を出したジョン・フォスター(John Foster)がそのまま委員長となり、3月5日より証人審問が開始された。委員会は5月中に複数回にわたり証言録と各種資料を議会に提出するとともに⁶⁾、6月13日には報告書(『アイルランド通貨報告』)と追加資料を提出して⁷⁾、その任務を終えた。

下院議会から委員会に付託された課題は、『アイルランド通貨報告』の構成にそのまま反映されている。まず、(1)アイルランドに不利な為替の現状と程度を明らかにし、(2)それを引き起こした各種の要因を特定したうえで、(3)その要因を除去するための処方箋を提示する、という構成である。さらに後続する報告書の最終セクションには、(4)当時アイルランドで起きた小額鑄貨危機に関する追加的な考察が置かれている。(1)~(3)はそれぞれ、アイルランド為替高騰の現状分析・原因特定・政策提言であり、きわめて

オーソドックスな順序で組み立てられていることが分かるであろう(表1)。なお、(3)の具体的な政策内容は、①長期的かつ根本的対策としてのアイルランド銀行券の段階的収縮(紙券減価の原因除去)⁸⁾、②個人銀行券の発行抑制のための銀行登録に係る法整備ならびに発券に係る印紙税納入の厳格化⁹⁾、さらに、③短期的な対策として当時としては斬新な為替操作(ロンドンバランスを引き当てにしたアイルランド銀行による送金為替の振出し)の実施¹⁰⁾、などである。

ところで、この(1)~(3)をもって、委員会に付託された主要課題に対する解答は完結している、ともいえる。なぜそこに、小額鑄貨問題への考察が追加されたのか。その理由は、第1に、アイルランドの小額鑄貨危機が深刻化すると議会でもこれが取り上げられ、その政策的対応を迫られた時期がアイルランド為替高騰のタイミングと重なり、アイルランド通貨委員会の主たる任務に小額鑄貨問題が追加されたこと、第2に、かねてより正貨(金)の国際移動、外国為替相場、銀行券価値には密接な関係があることが知られていたが、アイルランドの銀貨消失にも為替事情が関係していると委員会が考えたこと、これである。

以下では、アイルランド通貨委員会の証人審問に遡って、委員会から出された質問事項(調査項目)の概要を確認し、そこで小額鑄貨問題が(鑄貨以外の小額流通手段を含め)どのように扱われていたかに注目してみよう。

(2) アイルランド通貨委員会の証人審問

アイルランド通貨委員会による証人審問は、委員会委員が任命された3日後の3月5日から5月9日まで行われ(3月9日から4月9日は中断期間)、審問日数は27日、審問された証人は19名(延べ人数は51名)に及んだ¹¹⁾。委員会から出された質問は、主にアイルランド為替高騰の原因究明とその是正策の検討に直接関わるものであった。フェッター(Fetter 1955)の整理によれば、委員会の質問が示唆した問題は、(1)アイルランド為替の変動の原因は何か、(2)アイルランドの個人銀行券はアイルランド銀行券の発行量に依存するか、(3)アイルランド銀行が真正手形原則(堅実手形だけの割り引き)に従うことは可能か、(4)アイルランド銀行券とイングランド銀行券を等価にするためにいかなる政策が必要か、というものであった¹²⁾。さらに委員会の質問には、(5)アイルランドにおける劣悪な銀貨や代用貨幣に関するものが含まれていた。証人審問の中断明けの4月10日から13日にかけて集中的に出された質問がそれである。そこでの主な証人は、トーマス・フランク(ダブリンの為替商人)¹³⁾、ジャーミフ・ドリリア(アイルランド銀行理事/商人)¹⁴⁾、ジョン・ローチ(ダブリンの商人)¹⁵⁾、ウィリアム・コールヴィル(アイルランド銀行理事/商人)¹⁶⁾である。いずれの証人からも語られたのは、アイルランドの鑄貨がきわめて劣悪な状態にあり、その代用物(銀券・IOUなど)が氾濫している現状であった。あるいは、緊急措置としてアイルランド銀行により流通に投じられたドル貨(輸入銀貨を額面6シリングとして通用させようとしたもの)についてであった。証人の1人ジャーミフ・ドリリアはおよそ次のように証言している。アイルランドに流通するシリング銀貨(12ペンス相当)の銀含有量は最良のものでも6ペンスを超えることはなく、最も劣悪なものでは3ペンス程度であっ

たこと¹⁷⁾、アイルランド南部では、銀行登録された40程度の発券業者に加え未登録業者から銀券(silver note)が発行され、銀貨を流通から駆逐したこと¹⁸⁾、アイルランドの銅貨鑄造も不十分であり完全量目の銅貨もほとんど存在しないこと¹⁹⁾、などである。さらにドリリアは、その対策として小額銀行券の追加発行が適切な措置ではなく、銀貨については40~50万ポンドの供給が必要であり、銅貨についても10万ポンド程度が必要だと述べている²⁰⁾。

さて、委員会による一連の質問(1)~(5)は、当時アイルランドが置かれた通貨・為替状況を把握するためにも、また、それを改善する方策を検討するためにも不可欠なものであった。アイルランドが置かれた状況とは、①大量発行された銀行券(アイルランド銀行券および個人銀行券)、②それら銀行券の著しい減価、③アイルランドに著しく不利な為替相場、④極端な銀貨不足と流通に残された劣悪な鑄貨類、⑤不足する銀貨の代用物たる銀券の流通、さらに⑥IOU(借用証書)の支払手段としての流通、などである。アイルランドの流通手段に困難をもたらした一連の状況はそれぞれどのような関係にあったのか。アイルランド通貨委員会の見解は、後の地金委員会のそれと同様のものであり、銀行券の大量発行が銀行券減価と為替減価を引き起こしたというものである(①→②→③)。

しかし、それだけでは事態の解明と是正策の提案は不可能だったであろう。なによりも完全量目の鑄貨が流通から失われた原因の特定は不可欠であるし、アイルランド銀行券だけでなく、ダブリンや地方都市で発行された個人銀行券の流通状況や小額流通手段の現状も把握しなければならなかったからである。アイルランドではこれらの状況はきわめて複雑であり、たとえば前述(2)の質問が出されたことから分かるように、アイルランド銀行の発券量と個人銀行のそれとの関係は、イ

ングランドのケースとは異なり単純な推論は困難であった。なぜなら、英愛両国の勅許銀行はほぼ同一内容の勅許状にもとづいて設立され、政府との関係も類似していたが、アイルランド銀行による発券は個人銀行のそれに対する排他的な流通圏をもっておらず、しかもアイルランド銀行はイングランド銀行と異なり、個人銀行に対する発券統制力を疑問視されていたからである。1797年の銀行制限以降は、(個人銀行の) 小額券の発行抑制も事実上困難となっていた²¹⁾。こうした事情もあり、アイルランド銀行に個人銀行の過剰発券の責任を全面的に負わせることはできなかったのである。もちろん当時のパンフレティアのなかにはそれを認めない者もあったが、少なくともアイルランド通貨委員会の見解はそうであった²²⁾。

問題はそれだけではない。前述の通り、アイルランド銀行券と個人銀行券以外の各種の流通手段もアイルランドには氾濫しており、その深刻な状況を招いた要因(上記④⑤⑥の原因)も単純な推論を許さないものであった。個人銀行の発券に対するアイルランド銀行の統制力すら確認できないなかで、未登録の(違法な)発券業者が小額鋳貨の各種代用物(銀券やIOUなど)を大量に発行しており、それに対する政府の責任も考慮しなければならなかった。つまり各種の小額流通手段の氾濫には、政府が銀行登録の厳格化や監視を怠っていたことなどを含め、複数の原因がありうるからである。アイルランド通貨委員会にとって、事態の解明には少なからぬ困難が伴っていたのである。

こうしてアイルランド通貨委員会は、各種の(小額)流通手段の氾濫について詳細な実態調査に迫られることになった。そのため、委員会が下院議会に提出した資料には、英愛間の詳細な為替相場やそれに影響を与えうる要因(アイルランドの貿易差額および債務差額、イングランドからの送金総額および送金

方法など)に加え、アイルランドにおける個人銀行の登録数、発券に係る印紙税納入額、未登録の発券業者の発券種別と地域別分布など、従来議会資料として示されることのなかったユニークなものが多数含まれていたのである。節をあらため、それらを概観する。

3. 個人銀行券・銀券・IOUの過剰と小額鋳貨危機

前述の通り、アイルランドにおける銀行券の過剰流通の問題は、次のような特徴をもっていた。それは、アイルランド銀行による発券増加だけでなく、同行以外の発券業者による小額銀行券や、私的な発券業者(多様な小売商)による各種の流通手段が急増したことである。小額銀行券だけでなく、形式上銀貨との交換を約束された銀券、様々な個人商店によるIOUなど、各種の小額流通手段が急増し、小額鋳貨についても貶質した銀貨(くり抜かれたものや摩損したもの)や偽造鋳貨までもが氾濫した。つまり、完全量目の銀貨が消失したことにより、アイルランドの小額流通手段はきわめて劣悪な状況に陥ったのである。

アイルランド通貨委員会はこうした状況を受け、より詳細な実態調査を行わねばならなかった。それは、(1)個人銀行(登録業者)の発券量ならびに(2)未登録の(違法な)発券業者による各種流通手段の発行量の調査である。いずれもそれを正確に捕捉する方法はなかったが、(1)について委員会が目にしたのは、発券に係る銀行の印紙税納入額である。銀行にはその発券額面に応じた印紙税の納入義務があり、額面3ギニー(3ポンド3シリング)以下の発券には1ペンス半、10ポンド以下のそれには3ペンス、50ポンド以下では4ペンスの印紙税が課せられていた。銀行券の額面と課税額が正確に対応していないため、印紙税納入総額から発券総額を推定することは不可能だが、発券量の過年度

からの変化の傾向は捉えることができた。また委員会の調査によって、印紙税を納入する登録銀行の数が1804年までの5年間で11行から41行に約4倍増加していることも明らかにされた(表2.1, 表2.2)。こうして委員会は、1797年の銀行制限以降に個人銀行が急増したことを根拠に、個人銀行券の過剰を認定したのである²³⁾。

さらに(2)の未登録の発券業者による各種流通手段もその発行量は把握不能であったが、委員会は、発券種別ならびに所在地域別に未登録業者を分類している(表3)。それによれば、1804年時点でベルファストなどを除くアイルランドの各地に200を超える発券業者(各種の小売商など)が存在していたのである²⁴⁾。この調査資料は、政府による発券業者の登録・管理が適切に行われず、小額鑄貨の代用物(銀券やIOU)が野放図に発行されていた実態を示唆するものであった。

こうしてアイルランド通貨委員会は、アイルランド銀行券の拡大だけでなく、それ以外の各種の流通手段の拡大を確認したが、『アイルランド通貨報告』の主要セクション(小額鑄貨問題を扱う事実上の補論を除く部分)では、アイルランド銀行券の過剰が他の流通手段全般に及ぼす影響をほとんど論じていない。唯一報告書には、アイルランド銀行の過剰発券が個人銀行のそれを誘発する効果について断片的な記述があるものの²⁵⁾、個人銀行数それ自体が急増したことを問題視していた。個人銀行の急増は、アイルランド銀行の発券とは直接関係がなく、すでに述べたように、委員会は事態の責任を全面的にアイルランド銀行に負わせることはなかったのである²⁶⁾。では、銀券やIOUなどの氾濫を招いた小額鑄貨不足についてはどうであったか。以下では、小額鑄貨危機への政策的対応とアイルランド通貨委員会の見解に注目してみよう。

表2.1 アイルランドにおける個人銀行の印紙税納入額別および地域別分類(1800年)

銀行家名	所在地	印紙税の種別			合計		
		1ペンス半	3ペンス	4ペンス	£	s.	d.
Finlay and Co.	Dublin		15,413	18,048	493	9	3
Lighton and Co.		18,300	72,800	46,800	1,804	7	6
Beresford and Co.		5,200	54,200	20,100	1,045	0	0
Roberts and Co.	Cork	42,100	10,900	8,900	547	14	2
Cotters and Co.		39,012	200	2,700	291	6	6
Newport and Co.	Waterford	9,100	12,000	3,650	267	14	2
Maunsell and Co.	Limerick	16,000	9,500	3,300	273	15	0
Riall and Co.	Clonmel	2,500	6,500		96	17	6
Redmond and Co.	Wexford	2,000	1,598		32	9	6
Woodcok and Co.	Enniscorthy	400	1,200	200	20	16	8
O'Neile and Co.	Waterford	13,500	14,050	550	269	3	4
総計		148,112	198,361	104,248	5,142	13	7

(注) 会計年度は1800年3月25日を末日とするもの。

(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, Appendix D, p. 33.

表 2.2 アイルランドにおける個人銀行の印紙税納入額別および地域別分類 (1804 年)

銀行家名	所在地	印紙税の種別			合 計		
		1 ペンス半	3 ペンス	4 ペンス	£	s.	d.
Finlay and Co.	Dublin	5,000	36,500	26,200	924	3	4.5
Lighton and Co.		45,455	60,500	23,100	1,425	6	10
Beresford and Co.		42,500	117,300	29,500	2,223	10	10
Roberts and Co.	Cork	128,000	3,000		837	10	
Cotters and Co.		146,800	1,400		935		
Roach and Co.		35,004	2,075		244	14	3
Pike and Co.		64,100		100	402	5	10
Newport	Waterford	36,600	6,500	3,500	368	6	8
Maunsell and Co.	Limerick	7,453			46	11	7.5
Roach and Co.		21,131			132	1	4.5
Riall and Co.	Clonmel	36,300	5,300		293	2	6
Watson and Co.		34,400	1,500		233	15	
Redmond and Co.	Wexford	1,800	1,900		35		
Codd and Co.		4,000			25		
Hatchell and Co.		5,400	1,700		55		
Sparrow and Co.	Enniscorthy	13,000			81	5	
Williams and Co.	Kilkenny	4,000	500		31	5	
Loughlan and Co.		1,000	1,000		18	15	
Anderson and Co.	Fermoy	23,900			149	7	6
Rawson and Co.	Athy	6,000			37	10	
Delacour and Co.	Mallow	51,600		2,000	355	16	8
Bernard and Co.	Birr	41,500	2,496	1,800	320	11	6
Herron and Co.	Callan	15,825			98	18	1.5
Giles and Co.	Youghall	13,000	1,000		93	15	
Scully and Co.	Tipperary	14,700	800		101	17	6
Manning and Co.	Rathdrum	800			5		
Barron and Co.	Dungarvon	1,800			11	5	
Tallon and Co.		509			3	3	7.5
Joyce and Co.	Galway	68,632			428	19	
Blacker and Co.	Leighlin Bridge	8,587			53	13	4.5
Rossiter and Co.	Ross	3,400			21	5	
Cliff and Co.		21,800	5,400	400	210	8	4
Talbot and Co.	Malahide	24,938			155	17	3
Foley and Co.	Lismore	1,200			7	10	
Trench and Co.	Tuam	67,703	1,900		446	17	10.5
Perren and Co.	Wicklow	1,800			11	5	
Evans and Co.	Charleville	32,221	400	1,500	231	7	7.5
Langrisha and Co.	Thomastown	24,240	630	115	161	5	10
Redmond and Co.	Enniscorthy	5,400			33	15	
Bennett and Co.	Carlow	26,219	5,000	2,050	260	10	8.5
Codd and Co.	Enniscorthy	22,500			140	12	6
総 計		1,110,217	256,801	90,265	11,653	5	8.5

(注) 会計年度は 1804 年 1 月 5 日を末日とするもの。

(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, Appendix H, p. 37.

アイルランド為替論争と小額鑄貨危機

表3 アイルランドにおける発券業者の発券種別および地域別分類 (1804年)

地 区	町 村	発券している銀行家数および小売商店数			合 計
		金兌換券／銀券	銀 券	IOU	
Ballinafloe	Ballinafloe	1			1
Baltimore	Bantry		5		5
	Castle Towns		4		4
	Clohnicketty		5		5
	Dunmanaway		6		6
	Ross		5		5
	Skibbereen		12		12
	Carlow	Carlow	1		
Clonmell	Clonmell	3			3
Cork	Cork	5		すべての小売 商と公衆酒場	5
Dublin City	Dublin				6
Dublin County	Malahide		1		1
Galway	Galway	2			2
Kilkenny	Callan	1			1
	Kilkenny	2			2
	Thomastown	1			1
Kinsale	Kinsale			多数の小売商	—
Limerick	Limerick	4		5	9
	Newport			1	1
Londonderry	Londonderry	1			1
Mallow	Askeyton			2	2
	Bruss			4	4
	Buttrvant			4	4
	Cast Roche			3	3
	Charleville	1	2	7	10
	Convanmore			1	1
	Crokorsath			1	1
	Doneraile			3	3
	Fermoy			1	1
	Kanturk			1	1
	Kildorney			2	2
	Killmallock			3	3
	Kilworth			2	2
	Laurenzee			1	1

アイルランド為替論争と小額铸貨危機

	Leighs			1	1
	Lisearrol			1	1
	Mallow	1		9	10
	Mitchelstown			6	6
	Newcastle			1	1
	Pallis			6	6
	Rathkcale			1	1
Maryborough	Birr	1			1
	Burris in Ossoty		1		1
	Montrash		1		1
	Roserea		1		1
	Tullamore		1		1
Ross	Ross	1	1		2
Tralee	Killarney		1		1
Waterford	Waterford				1
Wexford	Enniscorthy		6		6
	Wexford	2			2
Wicklow	Carnan		1		1
	Rathdrum		1		1
	Wicklow		1		1
Younghall	Cappoquin		1	3	4
	Castlemareyr			3	3
	Clare			1	1
	Clathmore			2	2
	Cloyne			10	10
	Dungarvzn		5		5
	Lismore		1		1
	Middleton			8	8
	Rostellan			1	1
	Tallow			10	10
	Whitegate			1	1
	Youghall	1		23	24
総 計		28	62	128	225

(注) 発券業者が存在しない地域は以下の通り。Athlone, Belfast, Clones, Doieraine, Donaghadee, Diogheda, Dundalk, Ennis, Foxford and Newport, Killybeggs, Larne, Letterkenney, Lisburne, Mullingar, Newry, Sligo, Strabane, Strangford.

(出所) ICEC (1804), *Appendix to Minutes*, Appendix N, pp. 48-49.

4. アイルランド通貨委員会の所説と小額鑄貨危機への対応

(1) 小額鑄貨危機への政策的対応

アイルランドがきわめて深刻な小額鑄貨(銀貨)不足に陥り²⁷⁾、政府がその対応に迫られたのは1804年初頭であった。これは、アイルランド為替の著しい上昇が起き、それがブリテン下院議会で取り上げられていた時期と重なっている。ホール(Hall 1949)はこの間に政府が取った対応を追跡しているが、それによれば、アイルランド銀行が大きく関与しており、次のような対策が講じられたという²⁸⁾。第1に、アイルランド銀行および地金局(Bullion Office)による軽量銀貨と偽造銀貨の回収、第2に、アイルランド銀行による外国銀貨(ドル貨および半ドル貨)の緊急輸入である。それぞれの内容を確認してみよう。

第1については、深刻な小額鑄貨危機を受け、政府は1804年1月からアイルランド銀行理事会と軽量銀貨や偽造銀貨の回収に関する交渉を始めた²⁹⁾。アイルランド銀行がその回収を請け負うにあたり問題となったのは、同行が被る損失であった。軽量鑄貨・偽造鑄貨の内在価値は実質的に額面価値を大きく下回っているが、それを一定価格で買い入れなければならないからである。交渉の末、その損失への補償が政府によって約束されたため³⁰⁾、アイルランド銀行は1804年4月に劣悪な銀貨回収のための特別部局を開設し、1オンスあたり5シリング(1回の持ち込みにつき)で買い入れることになった³¹⁾。それらは地金局に持ち込まれ、同局での溶解・試金を経て、1オンスあたり6シリング3ペンスの価格で棒銀をアイルランド銀行が購入することとなった。明確な理由は不明だが、その後、軽量銀貨と偽造銀貨の受け入れ価格は1オンスあたり4シリング6ペンスに引き下げられ、アイルランド銀行が地金局から

購入する棒銀の価格も1オンスあたり5シリング9ペンスに変更された³²⁾。

第2の外国銀貨の緊急輸入は次のようなものであった。アイルランド銀行はスペイン(あるいはメキシコ)で鑄造された銀貨(ドル貨および半ドル貨)を輸入し、それに国王ジョージ三世の名と銀行名を再刻印したうえで、それぞれ6シリングと3シリングの額面でアイルランドに投入した³³⁾。この時期、同じく銀貨不足に苦慮していたイングランドでも同様の措置が取られており、イングランド銀行からもドル貨が同国の流通に投じられている³⁴⁾。両勅許銀行が輸入・発行したこのドル貨の法的な位置づけは、次の通りであった。すでにイングランドでは1798年に銀貨鑄造を停止しており³⁵⁾、このドル貨は法貨でも本位貨幣でもなかった³⁶⁾。しかしそれらは、1804年7月に施行された偽造銀貨を防止する条例(C71. 44th of George III)で言及され、正式に確認されている。同条例では、イングランド銀行によって発行されたそれを「ドル貨」(Dollars)としているのに対し、アイルランド銀行によって発行されたそれを「トークン/代用貨幣」(Tokens)としている。この違いは、両者の刻印にも見てとることができた。前者にはGeorgius III. Dei Gratia Rexの文字に加え、Five Shillings Dollar Bank of England 1804が刻印され、後者のそれは額面と銀行名等の刻印をBank of Ireland Token 1804 Six Shillingsに変更されている。しかしこれを除くと外観は同一であり、銀含有量も同じであった³⁷⁾。イングランド銀行とアイルランド銀行からほぼ同時期に発行されたこの「ドル貨」が、同一の銀含有量にもかかわらず、一方が「5シリング・ドル貨」とされ、他方が「6シリング・トークン」とされたことは、両国の通貨単位の相違だけによるのではない。特に後者は、その内在価値を上回る額面(通用価値)が与えられており、そこには、当時の英愛間

の為替関係（アイルランドに不利な為替相場）が密接に関係していた。次項では、こうした対応が取られた経緯と是非について、アイルランド通貨委員会の所説とあわせて検討してみよう。

(2) アイルランド通貨委員会の所説

『アイルランド通貨報告』の末尾に置かれた最終セクションは、前述の通り、アイルランドの小額鑄貨問題を検討した事実上の補論であった。それによれば、現下の状況はアイルランドに不利な為替（アイルランド為替の高騰）が原因であるという³⁸⁾。さらに委員会によれば、アイルランドの銀貨とイングランドの銀貨の貶質が同程度ならば、アイルランドに不利な為替はアイルランドからイングランドへと銀貨を移動させ、アイルランドの銀貨はイングランドで同国の銀貨と同額で通用する。その結果、銀貨が流失したアイルランドの多くの地域では、代用物たる銀券が発行され、それが発行できないダブリンでは、劣悪な偽造銀貨が大量に流通した。これが、委員会による小額鑄貨危機のおよその理解である³⁹⁾。

さらに『アイルランド通貨報告』には、政府とアイルランド銀行による緊急措置についての説明と論評がある⁴⁰⁾。アイルランド通貨委員会は、アイルランド銀行が緊急輸入して発行したドル貨が、同じ時期にイングランド銀行が発行したドル貨とほぼ同一であったことに注目する。イングランドとアイルランドのそれぞれのドル貨は、その外観だけでなく銀含有量が同一であったが、前述の通り、前者は「5 シリング・ドル貨」とされ、後者のそれは「6 シリング・トークン」とされた。つまり、同一の銀含有量にもかかわらず、イングランドのドル貨（5 シリング）よりもアイルランドのそれは通用価値（6 シリングの額面）が高い。委員会によれば、ロンドン－ダブリン間の為替が平価にあるならば、アイ

ルランドのドル貨は本来アイルランドで5 シリング5 ペンスとして評価されることになるという⁴¹⁾。当時イングランドとアイルランドは同一の通貨単位（ポンド・シリング・ペンス）を用いていたがその価値は異なっており、イングリッシュポンドとアイリッシュポンドは12対13の関係であった。換言すれば、イングリッシュポンド100に対してアイリッシュポンド108.33の比率で交換される場合に、英愛間の為替は平価にあることになる。為替が平価にある場合、イングランドとアイルランドで同一の内在価値（銀含有率）をもつ銀貨が前者で5 シリングと評価されるならば、後者では5 シリング5 ペンスとなるであろう（5 イングリッシュシリング＝5.417 アイリッシュシリング [= 5 シリング5 ペンス]）。しかし実際には、アイルランド銀行が投じたこのドル貨に6 シリングの額面価値を与えられていたのである。これは、アイルランドのドル貨に名目上7 ペンス分の額面価値が余計に与えられていることを意味する。そのためアイルランド通貨委員会も、これを法貨ないし本位貨幣と認めないばかりか、鑄貨とも認めず、たんなるアイルランド銀行による代用貨幣（token）と見なされるべきとしたのである⁴²⁾。

ところで、なぜ政府とアイルランド銀行は、このドル貨に内在価値よりも高い通用価値（額面）を与えたのか。それは、当時のロンドンとアイルランド間の為替相場（アイルランドに不利な為替相場）が原因であった。為替がアイルランドに不利な状況で、ドル貨に内在価値を正確に反映した5 シリング5 ペンスの額面を与えた場合、そのドル貨はイングランドへと輸出され、アイルランドに留まることはないからである。深刻な銀貨不足に苦慮するアイルランドにとって、ドル貨を輸入し、それを内在価値以上の6 シリング・トークンとして発行したことは、それゆえに必要な措置であったといえる。アイルランド通

貨委員会も、政府とアイルランド銀行によるこの対応を「やむなきこと (necessary)」として一定の理解を示していた⁴³⁾。そのうえで委員会が論じたのは、為替回復後に講じられるべき措置や混乱した小額流通手段を正常化するための付随的施策についてであった。すなわち、①為替が適切な水準に回復した場合には、アイルランドのドル貨 (6シリング・トークン) はアイルランド銀行の費用で回収すべきであること、②アイルランド全土における銀貨不足は解消されておらず、その状況が継続したり悪化したりすれば、小銀行家や小売商の発券によって紙券減価が助長される、そのため、銀行家の偽造券や偽造鑄貨を禁ずる法律が厳格に適用されるよう改正されるべきであること、③銅貨も不完全であるが、アイルランドのための新銅貨を鑄造するのではなく、イングランドのペニー銅貨、半ペニー銅貨、ファージング銅貨をシリング銀貨やギニー金貨と同様にアイルランドでも通用させるべきであること、これである⁴⁴⁾。

以上のように、アイルランド通貨委員会は小額鑄貨危機への様々な対応策に言及しているが、同委員会はアイルランド為替高騰によるアイルランドからの銀貨流出を認めており、報告書全体の文脈に照らしてみても、より抜本的な対策は、極度の銀貨不足を招いた根本原因の除去、すなわちアイルランドに不利な為替を改善することであった、と見てよいであろう。銀行券過剰による紙券減価、為替下落 (イングランドからするとアイルランド為替高騰)、そして小額鑄貨危機という因果の連鎖こそが、事態に対する委員会の把握だったからである。委員会の報告書には、小額鑄貨問題を論じた事実上の補論の前に各種の為替是正策が示されており、それらは銀貨流出を防止する抜本的な方策でもあったのである。

5. 小額鑄貨消失と英愛為替関係

(1) アイルランドの銀貨流出と為替相場

このようにアイルランド通貨委員会は、ロンドン-ダブリン間の為替相場とアイルランドの銀貨不足の関係性を認めた。同国の銀貨不足は18世紀よりたびたび顕在化していたが⁴⁵⁾、1797年の英愛両国の銀行制限 (イングランド銀行とアイルランド銀行の正貨支払い停止) は、より深刻な小額鑄貨危機に発展する契機となった。正貨支払い停止によってイングランド銀行券とアイルランド銀行券は不換化するとともに英愛間の為替相場は大きく平価から乖離するようになり、それがアイルランドにおける銀貨の溶解と輸出に大きな影響を与えたからである。

すでに見たように、アイルランド通貨委員会は、アイルランドに不利な為替が銀貨をイングランドへ流出させたことを主張した。しかしその考察は、英愛間の為替関係にしか及んでいない。それはおそらく、当時アイルランドの大陸諸国との対外取引がベルファストなど一部を除いて、すべてロンドンを経由したものであったからであろう。しかし、アイルランドの銀貨不足の問題は、ロンドン-ダブリン間の為替相場だけでなく、ロンドンの大陸諸国との為替取引にも影響される、より複雑なものであった。これについてフェッター (Fetter 1955) は、アイルランド通貨委員会の主張を補足すべく、およそ次のように説明している。すなわち、アイルランドの銀貨流通は、銀行制限以降の為替変動によって2つの危機に直面した。1つは、ハンブルク通貨に対するイングリッシュポンドの減価であり、もう1つはイングリッシュポンドに対するアイリッシュポンドの減価である。この2つの為替関係から、アイルランドの銀貨の溶解・輸出が引き起こされるのだという⁴⁶⁾。前者のハンブルクの通貨制度が銀本位制で

表4 ロンドンにおける為替相場（ハンブルク宛ておよびダブリン宛て）と銀輸出の方向

	ダブリン宛て為替 平価	ダブリン宛て為替 上昇
ハンブルク宛て為替 平価	銀／銀貨の溶解・輸出なし	アイルランド → イングランド
ハンブルク宛て為替 下落	アイルランド → イングランド イングランド → ハンブルク	アイルランド → イングランド イングランド → ハンブルク

(出所) Fetter (1955), p. 17 を参考に筆者作成。

あったため、ロンドン－ハンブルク間の為替変動は、ロンドンの銀価格や両地域間の銀移動に影響を与えることになる。たとえばロンドンのハンブルク宛て為替が不利になれば、ロンドンの銀貨は溶解され、ハンブルクへの輸出が促進されるであろう⁴⁷⁾。同時にそれは、アイルランドの銀貨にも影響を与えることになる。たとえばロンドン－ダブリン間の為替が平価にあったとしても、イングリッシュポンドがハンブルク通貨で計算して減価していれば、アイルランドの銀貨はイングランドを経由してハンブルクへと輸出されるからである。この場合、イングランドとアイルランドからともに銀貨が流出していくことになる。反対に、ロンドン－ハンブルク間の為替が平価にあった場合でも、ロンドンのダブリン宛て為替が上昇すれば（為替がアイルランドに不利になれば）、銀をアイルランドからイングランドへと輸送するために前者の銀貨は溶解される。アイリッシュポンドのイングリッシュポンドに対する減価の程度が強まるほど、この傾向も強まった。そしてその傾向が特に顕著だったのが、1803年後半から1804年前半、すなわちアイルランドに不利な為替がブリテン議会で取り上げられていた時期だったのである。

以上のように、ロンドンの対大陸宛て為替相場の動向はアイルランドの銀貨の状況にも少なからぬ影響を与えていた。特に当時重要な国際取引の経由地であったハンブルクとロンドンとの為替関係は、前者が銀本位制で

あったこともあり、アイルランドの銀不足にも密接に関係していたのである（表4）。しかし前述の通り、『アイルランド通貨報告』にはロンドンの対大陸宛て為替相場への言及がなく、したがって、それがアイルランドの銀貨流出に及ぼす影響には考察が及んでいない。

(2) 正貨(金)の移動と銀貨の移動について

これまで見てきたように、一連の事態に対するアイルランド通貨委員会の分析は、過剰発行に伴う紙券減価がアイルランドに不利な為替相場をもたらし、その為替変動こそが同国の銀貨をイングランドへと流出させた、というものであった。そうだとすれば、小額鑄貨危機はアイルランド為替高騰の結果として、起こるべくして起こったことになる。しかも、その小額鑄貨不足がきわめて多様な流通手段（小額紙券・銀券・IOU・偽造鑄貨など）の氾濫を招いたとすれば、そして委員会が指摘したように、その氾濫（特に小額紙券の過剰）がいつそうの紙券減価を促したとすれば、事態の悪化はスパイラルに進行したことになる。アイルランド通貨委員会の主要課題に小額鑄貨問題が追加されたのは、それが対処すべき喫緊の課題であったことを物語っている。

ところで、ここには留意されるべき分析上のひとつの特徴がある。それは、為替相場と鑄貨の国際移動をめぐる問題が、正貨(金)の移動ではなく銀貨(銀)のそれであったこ

とである。アイルランド通貨委員会は（そして多くの同時代人や後の地金論争期の代表的論客たちも）、銀移動よりも、金移動と為替変動の関係を重視していた。それは、金移動と為替相場の関連について、彼らが次のような認識をもっていたからである。1797年の銀行制限以前ロンドン－ダブリン間の為替相場が金現送点（平価に現送費を考慮したもの）を超えて長期間継続すると、その原因は、貿易差額や支払差額の逆調ではなく、銀行券減価によるものと考えられていた。この場合、アイルランド銀行にはダブリンからロンドンへの金輸出に伴う正貨引出し請求が起り、同行の発券量は収縮することになるであろう。同時にそれは、正貨引出しの懸念から、アイルランド銀行が為替動向に注視せざるを得なくなることを意味する。アイルランド通貨委員会はここに、発券調整のあるべき原則を見ていたのである⁴⁸⁾。

しかし、委員会が設置された当時、すでに英愛間の金移動は捕捉することが難しくなっていた。為替相場に平価からの著しい乖離が起きたとしても、金移動をアイルランド銀行券の過剰やその減価を示す証拠として利用することは事実上不可能であった⁴⁹⁾。当時英愛間の金移動は、次の理由により減少していたと思われるからである。それは第1に、1797年にブリテン政府がアイルランドへの金流出を恐れてアイルランド銀行への正貨支払制限の拡張を求めて以来⁵⁰⁾、イングランド銀行の金準備を脅かすようなアイルランド側からの大きな動き（地金の調達）がなかったこと、第2に、対フランス戦争勃発後ブリテン政府はアイルランドにブリテンでの公債発行を認めており、当初その借入金金は地金でダブリンへ送られていたが、1797年以降地金現送は激減し1800年からは主にアイルランド財務府の送金為替が用いられるようになっていたこと、これである。つまり、アイルランド通貨委員会が調査を行っていたころ

には、ブリテン政府が意図したように、英愛間の金移動はおそらく限定的なものとなっていたと推測される。そのため、銀行券減価に伴う為替変動の影響は、銀貨の移動においていっそう顕在化した、といえるであろう。

6. おわりに

以上をふまえて、本稿の課題に結論を与えよう。アイルランド通貨委員会の主たる任務——アイルランド為替高騰の原因究明と正策の検討——と小額鑄貨危機に関する委員会の見解がいかなる関係にあったのかという問題には、次のような解答が可能である。第1に、委員会は過剰発行に伴う紙券減価がアイルランドに不利な為替相場をもたらしたと結論づけたが、その為替変動こそが同国の銀貨をイングランドへと流出させたのである。したがって、委員会が特定した為替上昇の原因は、アイルランドの銀貨消失の原因にもなっていたことになる。そのため委員会は、アイルランド銀行が緊急措置として発行したドル貨（輸入銀貨）に銀含有量を超える額面価値を与えたことにも一定の理解を示した。内在価値を超える額面価値の設定は、当時の為替状況から予見される銀貨流出に対し、それを未然に防ぐための措置だったからである。

そのことから、第2に、委員会による為替回復のための政策提言は、小額鑄貨危機への処方箋にもなっている。アイルランド通貨委員会が報告書の本論部分で勧告した施策は多岐にわたっており、銀行制限条例の撤廃勧告を除く⁵¹⁾、一連の処方箋が提示されていた。それは、①アイルランド銀行券の段階的収縮、②個人銀行券の発行抑制のための銀行登録に係る法整備ならびに発券に係る印紙税納入の厳格化、さらに、③ロンドンバランスを引き当てにしたアイルランド銀行による送金為替の振出し（為替操作）の実施、などである。このうち、①②は紙券減価の除去による

為替回復，③はより直接的な為替介入である。前述の通り，銀行券減価による為替変動の影響は，正貨（金）の移動ではなく銀貨の移動においていっそう顕在化していた。アイルランドからの銀貨流出がアイルランドに不

利な為替によって引き起こされたと見る委員会にとって，その一連の提案は，小額鑄貨危機の根本的原因を除去する提案でもあったことは明らかであろう。

(注)

- 1) ボイル＝ゲリーはアイルランドの小額鑄貨危機とその対応について，次のように説明している。「郵政局が偽造通貨の受け取りを拒否し，小売業が事実上行き詰った1804年3月末に問題は表面化した。救済が試みられなければ，人口の大部分が深刻な窮乏に陥る恐れがあった。4月中旬政府は激しい圧力に屈した。状況を改善するためのいくつかの策が講じられた。公的機関は通貨の受領に際し，柔軟に対応することが推奨された。アイルランド銀行は危機を緩和するため，数ある他の手段のなかで，表面に国王ジョージ三世の再刻印がなされたスペインドル貨および半ドル貨を発行した。」Boyle and Geary (2004), p.118.
- 2) アイルランド通貨委員会は証人審問最終日(1804年5月9日)の4日前から順次各種文書を下院議会に提出していった。それを提出順に示すと，5月4日に証言録(前半部分)，5月14日に統計資料，5月16日に証言録(後半部分)，そして6月13日に報告書(いわゆる『アイルランド通貨報告』)ならびに追加統計資料である。ICEC (1804)のそれぞれのフロントページに日付が記載されている。
- 3) 田中(1982)，ターナー(Turner 2011)，そして山倉による一連の研究(山倉 2011, 2012, 2013, 2015a, 2015b, 2019)を参照。
- 4) Fetter (1955), pp.48-49.
- 5) Fetter (1955), pp.27-28.
- 6) ICEC (1804), *Minutes of Evidence & Appendix to Minutes*, (A-Z), (No.1-11).
- 7) ICEC (1804), *Report & Appendix to Minutes*, (No.12-15).
- 8) ICEC (1804), *Report*, p.19.

- 9) ICEC (1804), *Report*, p.19.
- 10) ICEC (1804), *Report*, pp.17-18. この為替オペレーションの特徴と意義を検討したものに，山倉(2015b)がある。
- 11) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, pp.1-153.
- 12) Fetter (1955), p.32, ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, pp.1-153 *passim*.
- 13) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, pp.77-82.
- 14) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, pp.82-86.
- 15) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, pp.86-93.
- 16) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, pp.93-95.
- 17) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, p.83
- 18) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, p.85
- 19) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, p.85
- 20) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*, p.85
- 21) 小額銀行券の発行禁止についてホールは，アイルランド財務府長官(アイザック・コリー)とアイルランド銀行理事会との1803年当時の交渉に関連して，以下のように説明している。「政府は5ギニー以下の金額の紙券発行を禁止する法案の提出を検討していた。事実その〔政府の〕見解は，1799年から1804年の間にアイルランドの小額券の発行を禁ずる数多くの法律を可決させることとなった。しかしこれらの禁止措置は適切に機能しなかった。いずれの場合も，5ギニー以下の額の紙券は〔銀行〕制限が継続するかぎり発行できるとの条件が付されていたからである。」(〔 〕内は引用者，以下同様) Hall (1949), p.90.
- 22) 当時この論争に挑んだパンフレティアのなかには，たとえばパーネルやローダーデールのように，アイルランド銀行に全面的に責任を帰するような主張もあった(Parnell 1804, Lauderdale)

- dale 1805a)。なおアイルランド銀行と個人銀行の発券に関するパーネルとローダーゲールの所説については、山倉 (2013), 同 (2019) をそれぞれ参照。また、アイルランド通貨委員会の有力メンバーであったソーントンも、1804年4月頃(委員会任命中)に書き遺した手稿『キング評注』(Thornton 1804)のなかで、委員会の報告書(6月提出)に先んじてその勧告案(アイルランド銀行によるロンドン宛て為替手形の振り出しを通じた為替操作)に言及しており、その施策の対象に個人銀行を含めるか逡巡していた。このことは、個人銀行に対するアイルランド銀行の発券統制力の有無(アイルランド銀行の責任)をめぐる、当時ソーントンが(したがって委員会が)難しい判断に直面していたことを示唆している。ソーントンの『キング評注』を、委員会による政策形成の意思決定過程の一端を示す有力資料と位置づけ、詳細に検討した山倉(2012)を参照。
- 23) ICEC (1804), *Report*, pp.10-11.
- 24) ICEC (1804), *Report*, p.11.
- 25) ICEC (1804), *Report*, p.12.
- 26) 当時論争に挑んだパンフレットアたちにはアイルランド銀行と個人銀行の関係について多様な解釈があり、前者の責任を問う者も少なくなかったが(前掲の注22参照)、少なくとも『アイルランド通貨報告』の論調はそれとは異なるものであった。報告書には次のような記述がある。「本委員会は、アイルランド銀行の発券を論ずるにあたり、同行の理事たちがその行動〔発券拡大〕に強い動機〔利潤動機〕をもっていたかどうかを断定するつもりはない。」ICEC (1804), *Report*, p.9.
- 27) アイルランドの小額鑄貨の混乱について、フェッター (Fetter 1955), オグラダ (Ógráda 1994), ボイル＝ゲリー (Boyle and Geary 2004) らは、いずれも当時の出版物の記述(たとえばキャンデット・コブラーなる筆名(匿名著者)(Anonymous 1804)のパンフレットやカー (Carr 1806)のパンフレットなど)を引用することで、その実態を示そうとしている。フェッターやボイル＝ゲリーが引用したそのパンフレットには次のような記述を確認できる。「醸造所、蒸留酒製造所、製粉所、荒物屋ですら…(略)…信用を拡張して資本金を作るために、印紙税の支払われない銀行券ではあるが、彼らの紙幣を発行している。これがどのような結末を迎えるのか、神のみぞ知る! しかしそれは、地金価格やハンブルク宛て為替よりも、私たち個々にいっそう直接的な影響を与える。/いま私たちは、(もし1ポンド券に近い総額にならなければ)細々とした品物を購入できない悪貨の時代に至ったのだ。なぜなら、商人たちは差し出された鑄貨を受け取らず、消費者も差し出された釣り銭を受け取らないからである」(傍点は原文イタリック) Anonymous (1804), p.24.
- 28) Hall (1949), pp.98ff.
- 29) Hall (1949), p.98.
- 30) Hall (1949), p.98.
- 31) Hall (1949), p.98.
- 32) Hall (1949), p.98.
- 33) アイルランド通貨委員会が議会に提出した資料によれば、1804年1月5日～4月18日にアイルランドに輸入されたドル貨および棒銀は42,156オンスと見積もられている(ICEC 1804, *Appendix to Minutes*, Appendix U, p.61n.)。なおこの資料の下部には、貿易総監の名前(H.B. Hautenville)と並んで日付(28th April 1803)が記載されているが、1804年の誤記であろう。
- 34) イングランド銀行によって発行されたドル貨の詳細については、Phillips (1900), pp.14-16を参照。
- 35) Clapham (1944), Vol.2, p.52, 訳書(第II巻), 57～58頁。
- 36) ICEC (1804), *Report*, p.22.
- 37) ICEC (1804), *Report*, p.21.
- 38) ICEC (1804), *Report*, p.21.
- 39) ICEC (1804), *Report*, p.21.
- 40) ICEC (1804), *Report*, pp.21-22.
- 41) ICEC (1804), *Report*, p.22.
- 42) ICEC (1804), *Report*, p.22. この点は、前述のよう

- に 1804 年 7 月の偽造銀貨防止に関する条例 (C71. 44th of George III) でも確認されている。
- 43) ICEC (1804), *Report*, p.22.
- 44) ICEC (1804), *Report*, pp.22-23.
- 45) オグラダは 18 世紀初頭以降のアイルランドの銀貨不足とその混乱を次のように述べている。「18 世紀, アイルランドは同地での小銭が不足していることに苦しんでいた。完全価値をもつ銀の铸造物は, 造幣局長官アイザック・ニュートンが高すぎる金銀比価を決定した 1713 年以降, 事実上流通から駆逐されていた。铸造は, 小額銅貨の発行でも放漫になった。そのため公衆は, 金貨 (ギニー, ピストール, ルイドール, モイドール), 外国銀貨 (ドル), 貶質した銀貨や銅貨からなる铸貨と, 個人的に発行されたトークンや偽造物を組み合わせ [支払いを] なさねばならなかったのである。ブリテンへ銀を輸出する誘因は強かったので, 長く流通に留まる完全価値の铸貨はわずかしがなく, 金は相対的に額の大きな取引だけに適していた。その結果が, 不便さと時折起こる混乱であった。」Ógráda (1994), pp.47-48.
- 46) Fetter (1955), pp.16-17.
- 47) これに関連してヴァイナーは, ハンブルク宛て為替の変化と銀価格のプレミアムの間に一定の相関が確認できる統計データを示している (Viner 1937, pp.143-144, 訳書, 144 ~ 145 頁)。なおそのデータの原出所は, シルヴァリング (Silberling 1924), ホートレー (Hawtrey 1928) およびイングランド銀行の正貨支払い再開に関するブリテン上院特別委員会の報告書 (Secret Committee of House of Lords on State of Bank of England 1819) である。
- 48) このような見解は, 1810 年の地金委員会 (Bullion Committee 1810) にも継承されている。1804 年と 1810 年の両委員会できわめて重要な役割を果たしたソーントンも, 同じくこうした発券調整の原則の順守を主張していた。詳しくは, 山倉 (2017) を参照。
- 49) アイルランド通貨委員会が議会に提出した資料には, アイルランドの金の輸出入 (正貨・金地金) に関連するものが 2 点含まれていた。一方は, アイルランド貿易総監によって示された金および銀の輸出入データである。これは, 金地金・銀地金ならびに鍊金・鍊銀されたものを対象にした 1782 ~ 1804 年の輸出入の推移であるが, 各年に示されている数値は金と銀を合わせた総量データであり, 金 (あるいは銀) だけを捕捉することは不可能であった (ICEC 1804, *Appendix to Minutes*, Appendix U, p.61)。もう一方は, アイルランド銀行と政府による正貨および金地金の輸入量データであるが, 対象は 1794 ~ 1798 年 (銀行制限条例成立の翌年) までの推移であり, 19 世紀初頭のそれは確認できない (ICEC 1804, *Appendix to Minutes*, Appendix W, p.62)。
- 50) アイルランドの銀行制限条例の成立の経緯については, Hall (1949), pp.78-83 を参照。
- 51) 前年の 1803 年 12 月の議会では, フランスとの最終的な講和条約が締結されるまでイングランド銀行の制限条例を延長することが決定していた (*JHC*, Vol.59, p.53, C1. 44th of George III)。イングランドの銀行制限の当面の継続が確認されるなかで, 委員会がアイルランドの制限条例撤廃を勧告することは事実上不可能であった。

(参考文献)

1. 研究書・論文等

- Anonymous (1804), *A Candid Cobler's Cursory and Critical Conjectures on Exchange and Small-Change, on Balance of Trade, on Balance of Remittance, on Circulating Medium and Kite-Flying*, sine nomine, sine loco.
- Arnon, A. (2011), *Monetary Theory and Policy from Hume and Smith to Wicksell: Money, Credit and the Economy*, The Cambridge University Press.

- Barrow, G. L. (1975), *The Emergence of the Irish Banking System 1820-1845*, Gill and Macmillan, Dublin.
- Boyle, G. E. and P. T. Geary (2004), "The Irish Currency Report of 1804," *Central Bank of Ireland Quarterly Bulletin*, Spring, pp.107-127.
- Carr, J. (1806), *The Stranger in Ireland: or, a Tour in the Southern and Western Parts of that Country, in the Year 1805*, Samuel F. Bradford, John Conrad & Co. et al., Philadelphia.
- Clapham, J. (1944), *The Bank of England: A History*, 2vols. Cambridge University Press. 英国金融史研究会訳『イギリス銀行—その歴史—』(I)(II)ダイヤモンド社, 1970年。
- Fetter, F. W. (1955), *The Irish Pound 1797-1826: A Reprint of the Committee of 1804 of the British House of Commons on the Condition of the Irish Currency, with Selections from the Minutes of Evidence presented to the Committee, and an Introduction by Frank Whitson Fetter*, George Allen and Unwin Ltd., London.
- (1965), *Development of British Monetary Orthodoxy: 1797-1875*, Harvard University Press, Cambridge, Mass.
- Gilbart, J. W. (1836), *The History of Banking in Ireland*, Longman, Rees, Orme, Brown, Green and Longman, London.
- Hall, F. G. (1949), *The Bank of Ireland 1783-1946*, Hodges Figgis and Oxford: B. H. Blackwell, Dublin.
- Hawtrey, R. G. (1928), *Currency and Credit*, Third edition, Longmans, Green and Co., London.
- King, P. (Lord) (1803), *Thoughts on the Restriction of Payments in Specie at the Banks of England and Ireland*, Cadell and Davies, and J. Debrett, London.
- (1804), *Thoughts on the Effects of the Bank Restrictions*, Second edition enlarged, including Some Remarks on the Coinage, Cadell and Davies, and J. Debrett, London.
- Lauderdale, J. M. (Earl of) (1805a), *Thoughts on the Alarming State of the Circulation, and on the Means of Redressing the Pecuniary Grievances in Ireland*, A. Constable and Co., Edinburgh.
- (1805b), *Hints to the Manufacturers of Great Britain, on the Consequences of the Irish Union; and the System since Pursued, of Borrowing in England, for the Service of Ireland*, Arch. Constable and Company, Edinburgh.
- Macleod, H. D. (1856), *The Theory and Practice of Banking: with the Elementary Principles of Currency, Prices, Credit and Exchanges*, Vol.II, Longman, Brown, Green and Longmans, London.
- McCavery, T. R. (2000), "Politics, Public Finance and the British-Irish Act of Union of 1801," in *Transactions of the Royal Historical Society*, Sixth Series X, Cambridge University Press.
- Murray, A. E. (1903), *A History of the Commercial and Financial Relations between England and Ireland*, P. S. King and Son, London.
- O'Brian, G. (1927), "The Last Years of the Irish Currency," *Economic History (A Supplement to the Economic Journal)*, Vol.1, No.2, May 1927, pp.249-258.
- ÓGráda, C. (1991), "Reassessing the Irish Pound Report of 1804," *Bulletin of Economic Research*, Vol.43, No.1, pp.5-19.
- (1993), "The Irish Paper Pound of 1797-1820: Some Cliometrics of the Bullionist Debate," *Oxford Economic Papers*, New Series, Vol.45, No.1, pp.148-156.
- (1994), *Ireland: New Economic History 1780-1939*, Oxford University Press.
- Ollerenshaw, P. (1987), *Banking in nineteenth-century Ireland: the Belfast banks, 1825-1914*, Manchester University Press.
- Parnell, H. (1804), *Observations upon the State of Currency in Ireland, and upon the Course of Exchange between Dub-*

- lin and London*, [First edition] M. N. Mahon, Dublin.
- (1805), *The Principles of Currency and Exchange illustrated by Observations upon the State of the Currency of Ireland, the High Rates of Exchange between Dublin and London, and the Remittances of Rents to Irish Absentees*, Fourth edition [of *Observations*], London.
- Phillips, M. (1900), *The Token Money of the Bank of England, 1797 to 1816*, Effingham Wilson, London.
- Silberling, N. J. (1924), “Financial and Monetary Policy of Great Britain During the Napoleonic Wars,” *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.38, No.2 (Feb., 1924), pp.214-233.
- Thornton, H. (1802), *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, J. Hatchard, London. 渡辺佐平・杉本俊朗訳『紙券信用論』実業之日本社, 1948年。
- (1804), “Manuscript Notes to Lord King’s Thoughts on the Effects of the Bank Restriction,” in Thornton (1939 [1802]), Appendix II, pp.311-322.
- (1939 [1802]), *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain; together with His Evidence given before the Committees of Secrecy of the two Houses of Parliament in the Bank of England, March and April, 1797, Some Manuscript Notes, and His Speeches on the Bullion Report, May 1811*, edited with an Introduction by F. A. v. Hayek, George Allen and Unwin Ltd.
- Thomas, W. A. (1986), *The Stock Exchange of Ireland*, Francis Cairns, Liverpool.
- Turner, J. D. (2011), “Irish Contributions to Nineteenth-century Monetary and Banking Debates,” in T. Boylan, R. Prendergast and J. D. Turner, ed., *A History of Irish Economic Thought*, Routledge, London.
- Viner, J. (1937), *Studies in the Theory of International Trade*, Harper and Brothers Publishers, New York. 中澤進一訳『国際貿易の理論』勁草書房, 2010年。
- 田中生夫編訳 (1961), 『インフレーションの古典理論』未来社 (『地金報告』(Bullion Committee 1810) の翻訳を含む)。
- 山倉和紀 (2011), 「J. L. フォスターとアイルランド為替問題—外国為替理論の史的展開—」『商学集志』第80巻第4号。
- (2012), 「ソートン『キング評注』とアイルランド為替問題」『商学集志』第82巻第2・3号合併号。
- (2013), 「パネールとアイルランド為替問題—『所見』(1804)の文献史的考察—」『商学集志』第82巻第4号。
- (2015a), 「アイルランド為替論争におけるアイルランド銀行批判の含意—ユニオン後の金融・財政・政治—」『エール』(アイルランド研究)第34号。
- (2015b), 「19世紀初期の英愛為替関係と為替安定化構想—戦時財政と為替オペレーションの実施主体について—」『商学集志』第85巻第3号。
- (2017), 「ソートンの金融政策思想とその変遷問題」佐藤猛・山倉和紀編『金融と経済』(白桃書房)所収。
- (2019), 「ローダーゲールとアイルランド為替論争—『アラミング』(1805年)を中心に—」『商学集志』第88巻第4号。
- 渡辺佐平 (1971), 「キング卿の紙券減価論」『経済志林』第38巻第3・4合併号 (渡辺 (1984) に再録)。
- (1984), 『地金論争・通貨論争の研究』法政大学出版社。

2. 議会文書

British Parliamentary Papers [BPP]

アイルランド為替論争と小額鑄貨危機

Cobbett's Annual Register, Vol.3, From January to June, 1803.

Hansard's Parliamentary Debates [First Series], Vol.1, 22nd November 1803 – 29th March 1804.

Hansard's Parliamentary Debates [First Series], Vol.2, 5th April 1804 – 31st July 1804.

Bullion Committee (1810), *Report, together with the Minutes of Evidence, and Accounts, from the Select Committee on the High Price of Gold Bullion*, Ordered, by the House of Commons, to be printed, 8 Jun 1810.

Irish Currency/Exchange Committee [ICEC] (1804), *Report from the Committee on the Circulating Paper, the Specie, and the Current Coin of Ireland, and also, on the Exchange between that Part of the United Kingdom and Great Britain; &c. &c. &c.*, Ordered to be printed 13 Jun. 1804.

Secret Committee of House of Lords on State of Bank of England (1819), *Reports respecting the Bank of England resuming cash payments: viz. the first and second reports by the Lords committees appointed a secret committee to enquire into the state of the Bank of England, with respect to the expediency of the resumption of cash payments; with minutes of evidence, and an appendix.* 7 May 1819. Communicated by the Lords, 12th May 1819.

Journals of the House of Commons [JHC], Vol.59, 22nd November 1803 – 27th November 1804.

(謝辞)

本誌の匿名レフェリーから本稿を改善するいくつかのコメントをいただいた。記して謝意を表す。ただし本稿に残るすべての誤りは筆者の責任に帰する。本研究は、JSPS 科研費 JP16H03602 の助成を受けている。

(Abstract)

The significant rise in the exchange rate at London on Dublin, i.e. an exchange unfavourable to Ireland, and the small coin crisis in Ireland occurred simultaneously at the beginning of 1804. The latter situation was so serious that fully weighted silver coins were driven out of circulation, counterfeit coins and silver notes used in place of silver coins were flooding the market, and IOU's were being used as a means of payment. In 1804, the British House of Commons tasked the Irish Currency/Exchange Committee (ICEC) with investigating the causes of depreciation of the Irish exchange and proposing countermeasures. The Committee attributed an unfavourable exchange rate against Ireland to the depreciation of Irish paper pound, and formed a policy design for the exchange rate stabilization. With regard to small coin crisis, the Committee reached the following conclusion: major cause of small coin crisis was due to an outflow of full weight silver to England by the unfavourable exchange. The package of measures recommended by the Committee for reducing the exchange rate was, therefore, also a proposal to eliminate the root cause of the small coin crisis.

JEL classification numbers: B12, B17, B19, F31, N13.